

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

鹿児島国民年金 事案 607 (事案 94 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間当時、造船所の下請けとして働いていたが、A市B区役所の職員から国民年金保険料の一部が未納になっているとの指摘を受け、未納分を一括して納付したはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

当初の判断後、申立期間に係る国民年金手帳が見つかったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁（当時）の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の市への払出しは昭和 44 年 7 月であり、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された申立期間に係る国民年金手帳及び申立人の戸籍の附票により、申立人は、昭和 48 年 9 月 29 日にA市B区に転居していることが確認でき、申立人は、当時、特例納付により、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったことや、第2回の特例納付実施時期にB区役所から呼び出されて未納分を一括で納付したとする申立人の主張に不自然な点は見当たらず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

申立期間は、私の亡くなった父親が、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は父親が納付してくれていたはずである。両親からは、国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 50 年 7 月に婚姻するまで、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとするその父親は、申立期間の国民年金保険料は、納付済みであることを踏まえると、申立人の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の長男が小学校に入学したころに地区の自治会に加入し、国民年金保険料は、自治会の集金人か私の夫が勤務していた会社の事務担当者を通じて納付していたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立期間直前の昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 10 月に特例納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は、制度上、特例納付も過年度納付することもできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付方法について、記憶が明確でなく、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 45 年 8 月まで

私は申立期間中、A市のB社に勤めていたにもかかわらず、社会保険庁(当時)では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立事業所において勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿及びオンライン記録等では、B社という名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録では、申立事業所名と類似する名称で、かつ、申立期間及びその前の期間において、適用事業所が確認できるものの、申立人が主張する申立事業所の業種、所在地とは明らかに異なっていることなどから、申立事業所ではないと考えられる。念の為、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い。

さらに、申立人は、申立事業所の元事業主及び元同僚の氏名等について記憶していないことなどから、申立期間における当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 44 年 8 月まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁(当時)では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、申立期間の始期の昭和 38 年 4 月に定時制の高校に入学し、在学中の 4 年間を含め 44 年 8 月までの間、申立事業所に住み込みで働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報では、申立期間の一部となる昭和 39 年 9 月 15 日から 44 年 7 月 31 日までの間、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録が確認できる。

しかし、適用事業所名簿及びオンライン記録において申立事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録が無い。

また、オンライン記録等では、申立事業所の元代表者の所在が不明であるとともに、申立人が挙げた取引先事業所の社長は、「申立事業所は昭和45、46年ごろに廃業し、後継者もいなかったと思う。」と供述している上、申立人が挙げた元同僚からの供述が得られないことなどから、申立事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

さらに、申立事業所については、その所在地を管轄する法務局では、法人事業所として確認できないとしている上、前出の雇用保険の被保険者情報では、申立事業所は個人事業所となっているところ、申立期間当時の従業員数が不明であることから、申立事業所が申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を充足していたか否か確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 30 日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁(当時)では、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、親戚の紹介で申立事業所に入社し、住み込みで働いていたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立事業所では、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、当時の事業主等は死亡していることなどから、申立人の勤務実態はもとより、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとしている。

また、申立人が挙げる1人を含む元同僚4人は、それぞれの厚生年金保険の資格取得日が、入社時から、約2か月後、約3か月後、約7か月後及び約9か月後だったと供述している上、このうちの1人は「申立事業所では、従業員を厚生年金保険等に加入させることに積極的ではなかったが、私自身は強く要望して、やっと2か月後に加入させてもらった。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員については、入社後、直ちには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和24年1月31日から同年9月30日まで
③ 昭和32年4月7日から同年10月31日まで

私は、昭和23年4月から24年9月までの間、A社B支店C出張所及び同支店で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

また、申立期間③については、D社で臨時社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

いずれの申立期間についても、私が勤務していたことは間違いないので、全申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社B支店では、両申立期間当時の関係書類を保管していないため、申立人の勤務実態はもとより、両申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとともに、申立人が挙げる申立期間①当時の元所長及び元事務員は既に死亡しており、申立ての事実に係る証言等を得ることができない。

また、オンライン記録では、申立事業所のC出張所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないとともに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録について、オンライン記録どおり、申立期間①直後の昭和23年6月1日から申立期間②直前の24年1月31日までの間、確認できるのみであり、両申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、厚生年金保険手帳番号払出簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者番号が、申立期間①直後の昭和 23 年 6 月 1 日付けで取得されていることが確認できるのみである。

申立期間③については、オンライン記録では、申立事業所は平成 10 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社では、申立期間当時の臨時社員の関係資料を保管していないため、当該期間中の申立人の勤務実態等は不明であるとしている。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳では、申立事業所に係る申立人の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。